

こども性暴力防止法に係る確認書

この確認書は、港区職員の採用選考に当たり、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認制度その他採用に当たっての重要事項について確認いただくためのものです。

以下の説明事項をご確認いただき、内容をご理解の上、確認事項への回答及び署名をお願いします。

1 制度の概要及び犯罪事実確認について

教育・保育等の現場におけるこどもへの性暴力等を防止し、こどもの安全を確保するため、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」が令和8年12月25日に施行されます。

港区においても、こどもと接する業務に従事する職員については、法令に基づき、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かを確認するための「犯罪事実確認」を実施します。犯罪事実確認を行う際には、法令の定めにより、対象者本人から国に対して戸籍等の必要書類を提出していただくことになります。

また、犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の必要書類が提出されず法定の期限までに犯罪事実確認が完了しない場合には、こどもと接する対象業務に従事することができません。なお、確認に係る個人情報については、法令に基づき適切に管理されます。

2 内定取消し等及び採用後の取扱いについて

次のいずれかに該当する場合には、内定取消しや業務範囲の見直し、配置転換その他必要な措置を行うことがあります。

- ・提出書類又は申告内容に虚偽の記載や重大な経歴の詐称があった場合
- ・採用手続又は犯罪事実確認に必要な手続への協力が得られない場合
- ・法令上の欠格事由に該当することが判明した場合
- ・その他、こどもと接する業務に従事させることが適当でないと認められる重大な事実が判明した場合

また、採用後においても、法令、条例、規則その他の服務規律に違反した場合には、関係法令等に基づき懲戒処分その他必要な措置の対象となる場合があります。

3 確認事項

私は、上記の内容を理解した上で、以下の事項について確認し、採用面接を受験します。

- ☐ こども性暴力防止法の趣旨及び港区における対応について内容を理解しました。
- ☐ 法令に基づき実施される犯罪事実確認その他必要な手続に協力します。
- ☐ 提出書類及び申告内容に虚偽はありません。
- ☐ 虚偽申告その他の重大な事由が判明した場合、内定取消しや業務範囲の見直し、配置転換その他必要な措置が行われる場合があることを理解しました。

令和 年 月 日

氏名 _____ (自署)